

静岡市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、静岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 交通会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 交通会議の運営方法に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の公共交通に関し市長が必要であると認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域の公共交通に関し優れた識見を有する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業に関係する団体の代表者
- (3) 一般旅客自動車運送事業の運転者が組織する団体の代表者
- (4) 住民自治組織の代表者
- (5) 市職員
- (6) 静岡県警察その他関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が運営上必要であると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、交通会議の会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 会長は、交通会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長が委員のうちから指名する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集する。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 交通会議は、原則として公開とする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、交通会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 第2条各号に掲げる所掌事務について、必要な調査及び研究をさせるため、交通会議に幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、交通会議が定める。

3 幹事会は、必要に応じ、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、都市局都市計画部交通政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年8月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月23日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 平成21年8月23日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月9日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 平成23年3月31日までに委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に市長が委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。